

令和7年度健康づくり審議会委員公募要領

(目的)

第1条 県民の健康増進、保健、医療等に関する重要事項を審議する健康づくり審議会を、県民の参画と協働のもとに進めるため、委員の一部を広く県民から公募する。

(応募の資格)

第2条 応募の資格は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 保健、医療に関して広く関心を持ち、議論することができる者
- (2) 年間2回程度開催される審議会に出席できる者
- (3) 年齢が満20才以上満75歳未満の者
- (4) 兵庫県内に居住する者、または通勤・通学している者
- (5) 国会もしくは地方公共団体の議員または常勤及び短時間勤務の公務員でない者
- (6) 県の他の附属機関等の公募による委員との併任でない者

(募集人員)

第3条 公募による委員は、3人とする。

(応募方法)

第4条 応募にあたっては、次の書類（書式は任意）を提出するものとする。

- (1) 「自ら取り組む健康づくり 支えあう心でのばそう健康寿命」をテーマにした作文（800字程度にまとめたもの）
- (2) 応募者の氏名、性別、職業、生年月日、住所、連絡先電話番号、興味分野・テーマ、略歴・自己PRを記載した書面

(書類の提出先)

第5条 書類は、兵庫県保健医療部健康増進課に提出する。提出の方法は、郵送、FAX、電子メールのいずれの方法も可とする。

(委員の選考等)

第6条 委員の選考及び選考結果の通知については、別に定める健康づくり審議会公募委員審査要領に基づき行う。

(募集期間)

第7条 募集期間は、令和7年8月1日から令和7年8月25日とする。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、健康づくり審議会委員の委嘱のあった日より2年間とする。

(委員の責務等)

第9条 委員の責務等は以下に定める。

- (1) 委員は、健康づくり審議会に出席し、自らの学識、経験等に基づき、自己の責任において議論に参加すること
- (2) 委員に対しては、県行政に対する特別な地位が与えられるものではないこと
- (3) 委員は、その地位を政治目的、営利目的又は宗教的目的に利用しないこと
- (4) 委員は、その立場上、知り得た秘密を守ること

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員の公募に関する事項等については、必要の都度、別途定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年7月9日から施行する。